

指定通所介護（山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業）

重要事項説明書

1. 事業所

法人名	社会福祉法人 健寿会
住所	山口県山陽小野田市大字有帆字仏石10662番地8
電話番号	0836-84-0317
代表者氏名	理事長 石松 剛
設立年月日	平成8年9月26日

2. 事業所の概要

種類	① 指定通所介護事業所 ② 指定介護予防・日常生活総合事業第一号通所事業所 (いずれも特別養護老人ホーム高千帆苑に併設)	
	指定年月日	平成12年 4月 1日 (第一号通所事業平成29年 4月 1日)
	事業所番号	3570900104
事業所名称	高千帆苑デイサービスセンター	
事業所住所	山口県山陽小野田市大字有帆字仏石10662番地8	
電話番号	0836-84-0317	
管理者氏名	松富 憲太	
通常事業実施地域	山陽小野田市内の次に掲げる各小学校区 高泊 高千帆 有帆 小野田	
利用定員	通所介護 1日 30名 (最大受入人数) 第一号通所事業 1日 10名 (最大受入人数)	
営業日	通所介護 毎週 月曜日 ~ 土曜日 第一号通所事業 毎週 月曜日 ~ 金曜日	
営業時間	8:00~17:20	
サービス提供時間	9:00~16:30	
休業日	① 毎週日曜日 (他 12月30日~1月3日) ② 毎週土曜日、日曜日 (他 12月30日~1月3日)	
目的	介護保険法に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として通所介護ならびに第一号通所事業サービスをご契約者様に提供します。	
運営の方針	事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携しながら、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとします。	

3. 職員の配置状況

職 種	職 員 数	勤 務 体 制
管 理 者	1 名	月曜日～土曜日 8:00～17:20
生活指導員	1 名以上	月曜日～土曜日 8:00～17:20
介 護 職 員	4 名以上	月曜日～土曜日 8:00～17:20
	1 名以上	月曜日～金曜日 8:00～17:20
看 護 職 員	1 名以上	月曜日～土曜日 8:00～17:20
機能訓練指導員	1 名以上	月曜日～土曜日 8:00～17:20
管理栄養士	1 名（特養管理栄養士兼務）	月曜日～金曜日 8:00～17:00

4. 提供するサービスの概要

食 事 (食費は別途)	当事業所では、栄養士の立てる献立表により、ご契約者の栄養・身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供致します。 (昼食時間 12:00～13:00)
入 浴	入浴又は清拭を行います。(但し短時間型サービス除く)
機 能 訓 練	機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
送 迎	以下の事業所所有車で送迎を行います。 車椅子対応 ワゴン車 2 台 (運転手の他介助者が同乗します) 車椅子対応 普通車 3 台 (運転手 1 名が対応します) 車椅子対応 軽自動車 1 台 (運転手 1 名が対応します) 普通車 1 台 (運転手 1 名が対応します) 軽自動車 1 台 (運転手 1 名が対応します) ※なお、短時間型サービスご契約者については、利用時間帯によっては、当該サービスを実施できない場合があります。

5. サービスの利用料金（契約書 第6条）（契約書 第6条）

サービス利用料金の一割または、契約者の負担割合に応じた額

山陽小野田市介護予防・日常生活総合事業 第一号通所事業

サービス提供区分		ご利用者負担額		
		1割	2割	3割
予防給付型	要支援 1 事業対象者	1, 798円/月	3, 596円/月	5, 394円/月
	要支援 2 事業対象者	3, 621円/月 週2回以上	7, 242円/月 週2回以上	10, 863円/月 週2回以上
		1, 978円/月 週1回	3, 956円/月 週1回	5, 934円/月 週1回
生活維持型	要支援 1 事業対象者	1, 259円/月	2, 518円/月	3, 777円/月
	要支援 2 事業対象者	2, 535円/月 週2回以上	5, 070円/月 週2回以上	7, 605円/月 週2回以上
		1, 385円/月 週1回	2, 770円/月 週1回	4, 155円/月 週1回
短時間型	要支援 1 事業対象者	899円/月	1, 798円/月	2, 697円/月
	要支援 2 事業対象者	1, 811円/月 週2回以上	3, 622円/月 週2回以上	5, 433円/月 週2回以上
		989円/月 週1回	1, 978円/月 週1回	2, 967円/月 週1回

加算

加算名称			ご利用負担額		
			1割	2割	3割
送迎減算			△47円/1回	△94円/1回	△141円/1回
科学的介護推進体制加算			40円/月	80円/月	120円/月
栄養アセスメント加算（該当者のみ）			50円/月	100円/月	150円/月
栄養改善加算（該当者のみ）			200円/月	400円/月	600円/月
サービス 提供体制	予防給付	週1回程度	88円/月	176円/月	264円/月
		週2回程度	176円/月	352円/月	528円/月
強化加算	生活維持 短時間	週1回程度	88円/月	176円/月	264円/月
		週2回程度	176円/月	352円/月	528円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			基本料金及び加算の合計支払月額に9.2%を乗じた額		

通所介護

サービス利用料金の一割または、契約者の負担割合に応じた額

通常規模通所介護費	ご利用負担額		
	1割	2割	3割
要介護1	658円/日	1,316円/日	1,974円/日
要介護2	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護3	900円/日	1,800円/日	2,700円/日
要介護4	1,023円/日	2,046円/日	3,069円/日
要介護5	1,148円/日	2,296円/日	3,444円/日

加算

加算名称		ご利用負担額		
		1割	2割	3割
(該当者のみ)	入浴介助加算	40円/1回	80円/1回	120円/1回
	個別機能訓練加算Ⅰイ	56円/1回	112円/1回	168円/1回
	個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	40円/月	60円/月
	送迎減算	△47円/1回	△94円/1回	△141円/1回
	栄養アセスメント加算	50円/1月	100円/1月	150円/1月
	栄養改善加算	200円/1回 (月2回)	400円/1回 (月2回)	600円/1回 (月2回)
科学的介護推進体制加算		40円/月	80円/月	120円/月
サービス提供体制加算Ⅰ		22円/1回	44円/1回	66円/1回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		基本料金及び加算の合計支払月額に9.2%を乗じた額		

その他

食事代(実費)	590円/1回
レクリエーション等費用	実費(必要に応じて)

6. 介護保険給付対象外サービス (契約書 第5条)

食事提供 (おやつを含む)	ご契約者に提供する食事費用 料金: 1回 590円
通常実施区域外への送迎	料金: 片道 ※ご相談に応じます 通常実施区域に接している小学校区域 500円 上記以外の区域 1000円
レクリエーション 参加費	料金: 材料費等の実費
複写物の交付	記録のコピー等 料金: 1枚 10円
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品購入代金(おむつ代等) 実費

7. 利用料金のお支払い方法 (契約書 第6条)

介護保険給付対象の サービス料金 + 食費	<ul style="list-style-type: none"> ・口座支払 (月末締切 翌月15日口座引落) ・現金支払
対象外サービス料金 (日用品等)	利用時、その都度お支払い下さい

8. 利用の中止 (契約書 第7条) ※指定通所介護のみ対象

利用予定日の前日までの申し出	無 料
利用予定日当日の申し出	当日利用料金の50%

9. サービス関係の苦情受付 (契約書 第21条)

当事業所苦情受付窓口担当者	生活相談員 西田 秀吾 受付日 通所介護 毎週 月曜日～土曜日 受付時間 8:00～17:20
	第一号通所事業専従 三原 初美 受付日 毎週 月曜日～金曜日 受付時間 8:05～17:20
山陽小野田市高齢障害課 介護保険係	所在地 山陽小野田市日の出1丁目1-1 電話番号 (0836) 82-1172 ご利用時間 平日 8:30～17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 山口市朝田1980番地7 電話番号 (083) 995-1010

10. 緊急時における対応方法 (契約書 第22条)

サービスの提供中のご利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生した場合、速やかに利用者の家族等並びに主治医に連絡します。また、事故発生時にはご利用者のご家族、保険者に対して連絡を行うなどの必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償を行います。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

1 1. 非常災害対策

- (1) 非常災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な処置を講じます。
- (2) 管理者は、非常災害に関する具体的計画をたて、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取ります。
- (3) 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を他部署と協力し、定期的に（年一回以上）行います
- (4) 非常災害等によりサービスの提供が著しく困難な場合、管理者がサービス提供の可否を決定します。止む無くサービス提供を休止する場合、可能な限り早く（遅くとも利用開始予定時間30分前まで）ご連絡します。

1 2. 事故発生時の対応（契約書 第22条）

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所または担当の地域包括支援センター及び市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 3. 高齢者虐待の防止について（契約書 第23条）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者への委員会結果周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための研修の実施
- (4) 上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

1 4. 身体的拘束等について（契約書 第25条）

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存するものとします。

- (1)切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2)非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3)一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。